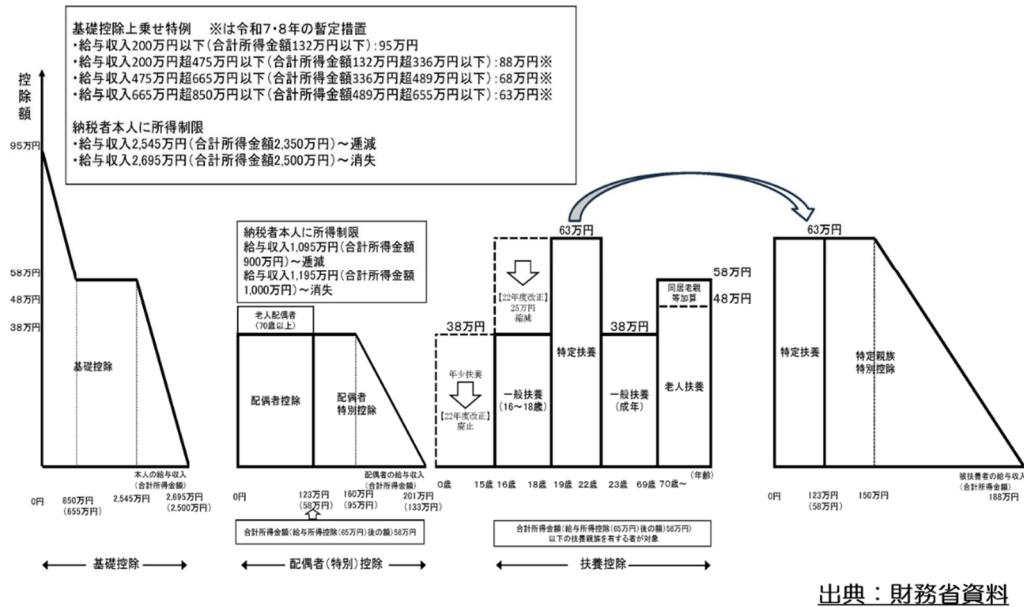


主な人的控除制度の概要



出典：財務省資料

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-6455-4187

https://toeitax.co.jp/

2025/08月号

所得金額と税金③年収の壁と扶養親族

2025年からは160万の壁

(前号の続き)では最後に今年大幅な改正のあった年収の壁問題や配偶者控除等への影響について合計所得金額が低い方から確認していきましょう。

①原則所得45万(給与(年収)に換算すると110万)

住民税の壁、住民税が課税されないいわゆる「住民税非課税世帯」が最初に来ます。正社員等で働いている現役世代は明らかに住民税非課税世帯にはならないので、実質的に住民税非課税世帯とは現役引退した高齢者のみということになりよく聞く「住民税非課税世帯への給付」とは高齢者への給付をカモフラージュするための言葉であることが分かります。

②所得58万(年収123万)

配偶者控除、扶養控除の対象となる税金上の「扶養」の上限となる壁です。ただし配偶者控除については後述の配偶者特別控除がありますし扶養控除も19歳から22歳までの大学生等は新設された特定親族特別控除があるので留意しましょう。

配偶者控除や扶養控除は

③所得65万(年収130万)

税金ではありませんが社会保険扶養者となるための壁。専業主婦はこの壁を最も気にしています。なお大企業の場合は年収106万等。

④所得85万(年収150万)

大学生等が特定親族特別控除として扶養控除と同じ63万控除の対象となるための壁。

⑤所得95万(年収160万)

これが103万の壁に代わる所得税が課税されない新しい壁ですが、配偶者特別控除において配偶者控除と同じ38万控除の対象となるための壁でもあります。この壁を気にする専業主婦も多いのでは。

⑥所得132万(年収200万)

基礎控除が満額95万取れなくなる壁。この所得を超えたとしても2026年までは緩やかに遞減しますが2027年からは一気に37万円控除額が減ってしまいますので影響は大きくなります。
(次号へ続く)

今月のコメント

いつの間にかもう始めて5年以上経ちますが、ダイエットと健康を兼ねたジョギング生活はいまだに続いています。今年はついに某ハーフマラソンにチャレンジすることになりました。結構人気の大会なので数年エントリーしては抽選漏れていましたが、今年は少しコネも使い裏口(?)で見事に当選しました。11月の大会なのでこれからベースを上げて完走できるように練習に励みたいと思います。

ただそれでもこの夏の猛暑は厳しくいつも朝9時頃から走っていたのですがあまり走れず、たまに頭もボーッとしてきたりするので練習時間を確保するのも難しいです。最近気付いたことは今の時期であれば朝より夕方以降の方が走りやすいということです。やはり今は気温云々というよりも何より日光がヤバいのです。日光さえ避けなければ意外といけます。結果はまたこちらに記載したいと思いますが2.3ヶ月後のニュースレターで触れなければ完走はできなかつたとご推察ください(笑)

税理士 岡本勲

Email : okamoto@toeitax.co.jp

東栄税理士法人

Copyright © 東栄税理士法人. All Rights Reserved.